

## 変額個人年金保険(08) A型

### アクサの原資保証の投資型年金

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

# 契約概要

この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## 引受保険会社の名称および住所・連絡先などについて

- 引受保険会社の名称 アクサ生命保険株式会社
- 引受保険会社の本社所在地 〒108-8020 東京都港区白金 1-17-3
- 引受保険会社の連絡先 アクサ生命カスタマーサービスセンター  
**TEL 0120-933-399**  
 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日および 12/31～1/3 を除く)  
 ホームページアドレス <http://www.axa.co.jp/life/>

## 投資リスクについて

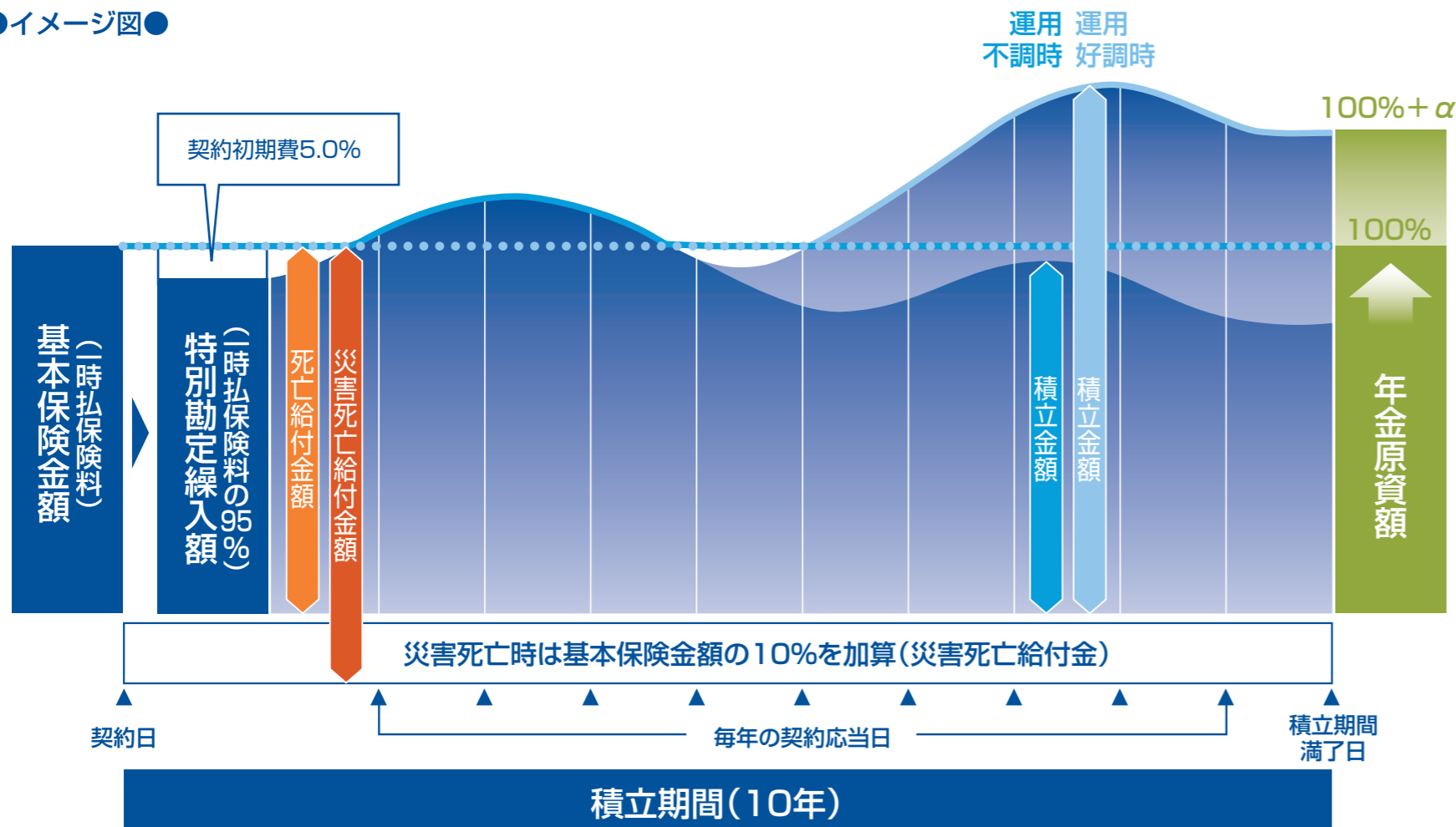
- 変額個人年金保険(08)A型は、積立金額および解約払戻金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額などが一時払保険料を下回る場合があります。

- 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

## この商品の特徴としくみ

- 年金原資は、運用実績により変動(増減)しますが、基本保険金額と同額を最低保証します。積立金額は特別勘定の運用実績によって変動(増減)しますが、年金原資には最低保証があり、年金支払開始日の前日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額(年金原資保証金額)となります。  
 積立期間中に解約、一部解約を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。
- 年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金原資保証金額をもとに年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算した金額となります。
- 年金支払開始時に、年金でのお受け取りにかえて年金原資相当額を一括でお受け取りいただくことができます。  
 年金支払開始時に、年金原資相当額を一括でお受け取りいただけるのは、確定年金をご選択された場合のみとなります。

### ●イメージ図●



## 積立期間満了後のお受取方法

お受け取りいただく年金の種類をお選びいただけます。また年金でのお受け取りにかえて、年金原資相当額を一括でお受け取りいただくことも可能です。

### ●年金でのお受け取り

- ➔年金の種類は、「確定年金(5年～40年、1年単位)」「保証期間付終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)」「保証期間付夫婦連生終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)」「一時金付終身年金」からご選択いただけます。
- ※詳細については、P.3「年金の種類について」をご覧ください。

⚠年金支払開始日以後は一般勘定で運用されます。

⚠ご契約時にご選択いただける年金の種類は確定年金(年金支払期間:5年・10年)のみですが、年金支払開始日前に、年金支払期間の変更や他の年金の種類への変更をすることができます。

### ●イメージ図(10年確定年金の場合)●



### ●一括でのお受け取り(一括支払)

一括受取  
(一括支払)

※「アクサ生命が、ご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ生命の休業日にあたる場合には翌営業日)のいずれか遅い日」を特別勘定繰入日とし、その日に一時払保険料から契約初期費(5.0%)を控除した金額を、特別勘定に繰り入れます。  
 ※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額の推移などを、保証・予測するものではありません。

## 年金の種類について

確定年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金支払開始日以後、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存されている場合に、年金を年金受取人にお支払いします。</li> <li>年金支払期間は5年～40年の間（1年単位）となります。</li> <li>年金支払開始日以後、年金支払期間中に被保険者が死亡された場合は、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を死亡一時金として年金受取人にお支払いします。</li> <li>年金のお受け取りに代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を一括でお支払いすることができます。</li> </ul>
保証期間付終身年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、終身にわたって年金を年金受取人にお支払いします。</li> <li>保証期間は5年・10年・15年・20年のいずれかとなります。</li> <li>年金支払開始日以後、保証期間中に被保険者が死亡された場合は、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を死亡一時金として年金受取人にお支払いします。</li> <li>年金のお受け取りに代えて、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を一括でお支払いすることができます。</li> </ul>
保証期間付夫婦連生終身年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者または被保険者の配偶者が生存されている限り、終身にわたって年金を年金受取人にお支払いします。</li> <li>保証期間は5年・10年・15年・20年のいずれかとなります。</li> <li>年金支払開始日以後、保証期間中に被保険者と被保険者の配偶者がいずれも死亡された場合は、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を死亡一時金として年金受取人にお支払いします。</li> <li>年金のお受け取りに代えて、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を一括でお支払いすることができます。</li> </ul>
一時金付終身年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、終身にわたって年金を年金受取人にお支払いします。</li> <li>年金支払開始日以後、被保険者が死亡された場合は、年金支払開始時の年金の現価から死亡日までの既払年金額合計を差し引いた金額を一時金（死亡一時金）として年金受取人にお支払いします。ただし、死亡日までの既払年金額合計が、年金支払開始時の年金の現価より大きいときは、一時金はお支払いいたしません。</li> <li>死亡一時金が支払われる期間のことを、「死亡一時金支払期間」といいます。死亡一時金支払期間は年齢・性別などによって定まります。</li> <li>年金のお受け取りに代えて、死亡一時金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額に、死亡一時金部分の解約払戻金相当額を加えた金額を一括でお支払いすることができます。</li> </ul>

- 年金受取人は、死亡一時金のお支払いに代えて、下記のとくまで年金でのお受け取りを継続することもできます。ただし、年金の種類が一時金付終身年金の場合は、死亡一時金のお支払いに代えての年金支払のお取扱いはできません。
  - ・保証期間付終身年金または保証期間付夫婦連生終身年金・・・保証期間満了時
  - ・確定年金・・・年金支払期間満了時

- 年金支払開始日の被保険者の年齢が、90歳となる契約応当日をこえない範囲でのお取扱いとなります。
- 年金支払開始日の被保険者の年齢と保証期間（確定年金の場合は年金支払期間）の和が105をこえる場合はお取扱いできません。
- 年金額が10万円未満となる場合には、年金払のお取扱いはできません。この場合、年金原資保証金額をご契約者に一時金でお支払いし、ご契約は消滅します。
- 年金額が3,000万円（同一被保険者につき他の個人年金保険と通算します。ただし、他の変額個人年金保険の特別勘定年金を除きます。）をこえる場合には、3,000万円をこえる部分については、年金受取人に一時金でお支払いします。

年金額をご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金原資保証金額をもとに年金支払開始日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算した金額となります。

## 死亡保障について

名称	お支払事由	お支払金額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき（ただし、災害死亡給付金のお支払事由に該当しない場合に限りです。）	被保険者が死亡された日の ○積立金額 ○基本保険金額 のうちいずれか大きい額	死亡給付金受取人
災害死亡給付金	被保険者が、次のいずれかを直接の原因として、年金支払開始日前に死亡されたとき (1)責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故（ただし、その事故の日から起算して180日以内の死亡に限りです。） (2)責任開始期以後に発病した所定の感染症	被保険者が死亡された日の死亡給付金額と基本保険金額の10%の合計額	

※被保険者が責任開始期から特別勘定繰入日の前日までの間に死亡された場合、被保険者が死亡された日の基本保険金額を死亡給付金のお支払金額とします。

## お取扱いについて

被保険者のご契約年齢	15歳～80歳（契約日における満年齢）
積立期間	10年
年金支払開始年齢	25歳～90歳
基本保険金額（一時払保険料）	最低300万円／最高5億円／1万円単位 ・限度額は、同一被保険者につき変額個人年金保険(08)のみで通算します。
保険料払込方法	一時払のみ ・一時払保険料の払込方法は「アクサ生命が指定する銀行口座へのお振込み」のみとなります。

一時払保険料（基本保険金額）、年金支払期間など具体的なご契約の内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

## 付加できる特約について

- 年金支払特約について  
「年金支払特約」を付加することにより、死亡給付金（災害死亡給付金を含みます。）または死亡一時金を、一時金に代えて年金でお受け取りいただくこともできます。（年金額は年金基金の設定時における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算した金額となります。）
- 指定代理請求特約について  
「指定代理請求特約」を付加することにより、年金受取人が年金を請求することができない所定の事情があるときに、あらかじめご契約者にご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

・被保険者と年金受取人が同一の場合に限りです。  
・被保険者の同意が必要です。

- 年金支払移行特約(08)について  
契約日から3年以上経過後であれば、「年金支払移行特約(08)」を中途付加することにより、将来の給付金および年金のお受け取りに代えて、ご契約の全部または一部を、年金支払開始前から確定年金へ移行することができます。（年金額は年金支払開始日の前日の解約払戻金相当額および年金支払開始日時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて計算した金額となります。）

## 配当金のお支払いについて

- この保険に配当金はありません。

## 解約・一部解約と解約払戻金について

- 解約について  
契約日以後、年金支払開始日前であれば、ご契約を解約することができます。
  - ・解約払戻金額は、アクサ生命の本社が完備した必要書類を受付けた日の翌営業日（解約日）における積立金額となります。
  - ・解約日が特別勘定繰入日より前となる場合には、解約払戻金額は解約日の基本保険金額（原則として一時払保険料と同額です。）となります。
  - ・ご契約を解約された場合、以後の保障はなくなります。
- 一部解約について  
契約日以後、年金支払開始日前であれば、ご契約の一部を解約することができます。
  - ・ご契約の一部を解約するときは、一部解約請求金額をご指定ください。
  - ・ご契約の一部解約は、アクサ生命の本社が完備した必要書類を受付けた日の翌営業日（一部解約日）の翌日から効力を生じるものとします。
  - ・ご契約の一部を解約した場合には、一部解約前の基本保険金額に、一部解約日の一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額の割合を乗じた額を、一部解約後の基本保険金額とし、一部解約日の翌日から適用します。
  - ・一部解約請求金額は3万円以上とします。
  - ・一部解約日の前日の積立金額から一部解約請求金額を差し引いた額が50万円未満となる場合、一部解約のお取扱いはできません。
  - ・一部解約日の一部解約前の積立金額が、一部解約請求金額以下となる場合には、一部解約のお取扱いはできません。
  - ・一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合には、一部解約のお取扱いはできません。

解約払戻金額は特別勘定の運用実績に基づいて変動します。そのため、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。（解約払戻金額に最低保証はありません。）



## この保険は生命保険商品です。

- この保険は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。そのため、預金とは異なり元本保証はありません。
- この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

## 特別勘定と資産運用について

[平成 24 年 1 月現在]

- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額などが一時払保険料を下回る場合があります。
- 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

特別勘定名	アロケーションα(2010)																								
利用する投資信託名	適格機関投資家私募 アライアンス・バースタイン・グローバル・アロケーション(30 / 70)																								
利用する投資信託の運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当ファンドは、主として、マザーファンド受益証券、わが国の政府短期証券などの国債および政府保証付債券(短期国債など)、金融派生商品(デリバティブ)などを主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。</li> <li>●各マザーファンドは下記のベンチマークに連動した投資成果をめざします。</li> <li>●各マザーファンドが主要投資対象とする資産の価格変動性に応じて、実質的な資産配分を機動的に見直し、リスク・コントロールを図ります。</li> <li>●実質的な株式への資産配分は、原則として当ファンドの純資産総額の10%～30%とします。リスク・コントロールの観点から、市場動向に応じて、実質的な株式への資産配分を機動的に見直します。実質的な株式への資産配分のうち、原則として50%を日本株式、25%を米国株式、25%を欧州株式に配分します。米国株式および欧州株式への配分に伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> <li>●実質的な債券への資産配分は、原則として当ファンドの純資産総額の70%～90%とします。リスク・コントロールの観点から、市場動向に応じて、実質的な債券への資産配分を機動的に見直します。実質的な債券への資産配分のうち、原則として40%～90%を日本債券、10%～60%を米国債券および欧州債券に配分します。原則として、実質的な債券への配分の15%相当を上限として、米ドルおよびユーロの通貨ポジションを保有します。</li> <li>●信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引および外国為替予約取引を行うことができます。</li> </ul>																								
利用する投資信託の各マザーファンドとベンチマーク	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>マザーファンド</th> <th>ベンチマーク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本債券</td> <td>アライアンス・バースタイン・日本債券インデックス・マザーファンド</td> <td>パークレイズ・キャピタル 日本10年国債先物インデックス</td> </tr> <tr> <td>米国債券 (円ベース)</td> <td rowspan="2">アライアンス・バースタイン・米国債券インデックス(円ベース)・マザーファンド</td> <td rowspan="2">パークレイズ・キャピタル 米国10年国債先物インデックス(円ヘッジ)</td> </tr> <tr> <td>米国債券 (米ドル・ベース)</td> </tr> <tr> <td>欧州債券 (円ベース)</td> <td rowspan="2">アライアンス・バースタイン・欧州債券インデックス(円ベース)・マザーファンド</td> <td rowspan="2">パークレイズ・キャピタル・ユーロ10年国債先物インデックス(円ヘッジ)</td> </tr> <tr> <td>欧州債券 (ユーロ・ベース)</td> </tr> <tr> <td>日本株式</td> <td>アライアンス・バースタイン・日本株式インデックス・マザーファンド</td> <td>TOPIX (東証株価指数、配当込み)</td> </tr> <tr> <td>米国株式 (米ドル・ベース)</td> <td>アライアンス・バースタイン・米国株式インデックス・マザーファンド</td> <td>S&amp;P500株価指数(円ベース)</td> </tr> <tr> <td>欧州株式 (ユーロ・ベース)</td> <td>アライアンス・バースタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド</td> <td>ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス 50種インデックス(円ベース)</td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	マザーファンド	ベンチマーク	日本債券	アライアンス・バースタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル 日本10年国債先物インデックス	米国債券 (円ベース)	アライアンス・バースタイン・米国債券インデックス(円ベース)・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル 米国10年国債先物インデックス(円ヘッジ)	米国債券 (米ドル・ベース)	欧州債券 (円ベース)	アライアンス・バースタイン・欧州債券インデックス(円ベース)・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル・ユーロ10年国債先物インデックス(円ヘッジ)	欧州債券 (ユーロ・ベース)	日本株式	アライアンス・バースタイン・日本株式インデックス・マザーファンド	TOPIX (東証株価指数、配当込み)	米国株式 (米ドル・ベース)	アライアンス・バースタイン・米国株式インデックス・マザーファンド	S&P500株価指数(円ベース)	欧州株式 (ユーロ・ベース)	アライアンス・バースタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド	ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス 50種インデックス(円ベース)	
資産の種類	マザーファンド	ベンチマーク																							
日本債券	アライアンス・バースタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル 日本10年国債先物インデックス																							
米国債券 (円ベース)	アライアンス・バースタイン・米国債券インデックス(円ベース)・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル 米国10年国債先物インデックス(円ヘッジ)																							
米国債券 (米ドル・ベース)																									
欧州債券 (円ベース)	アライアンス・バースタイン・欧州債券インデックス(円ベース)・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル・ユーロ10年国債先物インデックス(円ヘッジ)																							
欧州債券 (ユーロ・ベース)																									
日本株式	アライアンス・バースタイン・日本株式インデックス・マザーファンド	TOPIX (東証株価指数、配当込み)																							
米国株式 (米ドル・ベース)	アライアンス・バースタイン・米国株式インデックス・マザーファンド	S&P500株価指数(円ベース)																							
欧州株式 (ユーロ・ベース)	アライアンス・バースタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド	ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス 50種インデックス(円ベース)																							
運用関係費	投資信託の純資産総額に対して年率0.315%程度(税抜:0.30%程度)																								
利用する投資信託の委託会社	アライアンス・バースタイン株式会社																								

※特別勘定の種類、運用方針および委託会社などの運用協力会社は、法令などの改正または効率的な資産運用が困難になるなどの理由により、変更されることがあります。

なお、委託会社などの運用協力会社については、運用成績の悪化など、アクサ生命がお客さまの資産運用にふさわしくないと判断した場合、変更させていただくことがあります。

※特別勘定には、各種支払などに備え、一定の現金、預金などを保有することがあります。

## 特別勘定グループについて

- このご契約の特別勘定グループには、1つの特別勘定を設けております。
- 変額個人年金保険(08)A型では、販売窓口(代理店)ごとに異なる特別勘定グループが設定されることがあります。
- ご契約者は、他の特別勘定グループの特別勘定へは、保険料の繰入や積立金の移転をすることはできません。

## 特別勘定資産の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は、次のとおりとします。ただし、この評価方法については、今後変更することがあります。

- ①有価証券、その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価評価するものとします。
- ②①以外の資産については、原価法によるものとします。
- ③デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務は時価評価するものとし、その評価差額は損益に計上するものとします。
- ④外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によるものとします。

資産運用に関する事項は、概要を示しています。資産運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご覧ください。

## 諸費用について

- この保険では、ご契約時は「契約初期費」、積立期間中は「保険関係費」「運用関係費」の合計額、年金支払期間中は「年金管理費」をお客さまにご負担いただきます。

## ご契約時

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に対して <b>5.0%</b> 特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

## 積立期間中

項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係費	年金原資の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金のお支払い、およびご契約の維持などに必要な費用	特別勘定の積立金額に対して <b>年率 2.95%</b> 積立金額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1 / 365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬など、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して <b>年率 0.315%程度 (税抜: 0.30%程度)</b> 特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1 / 365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料及び消費税などの税金などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

## 年金支払期間中

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用	年金額に対して <b>1.0%</b> 年金支払日に、責任準備金から控除します。

※年金支払特約などによりお受け取りいただく年金を含みます。

※年金管理費は、将来変更される可能性があります。

# 注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に、特別勘定資産の運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。
- 「給付金をお支払いしない場合などについて」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

## 諸費用について

- この保険では、ご契約時は「契約初期費」、積立期間中は「保険関係費」「運用関係費」の合計額、年金支払期間中は「年金管理費」をお客さまにご負担いただきます。

### ご契約時

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に対して <b>5.0%</b> 特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

### 積立期間中

項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係費	年金原資の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金のお支払い、およびご契約の維持などに必要な費用	特別勘定の積立金額に対して <b>年率 2.95%</b> 積立金額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬など、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して <b>年率 0.315%程度 (税抜：0.30%程度)</b> 特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料及び消費税などの税金などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。

また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。

したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

### 年金支払期間中

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用	年金額に対して <b>1.0%</b> 年金支払日に、責任準備金から控除します。

※年金支払特約などによりお受け取りいただく年金を含みます。

※年金管理費は、将来変更される可能性があります。

## 投資リスクについて

- この保険は、積立金額および解約払戻金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額などが一時払保険料を下回る場合があります。
- 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。



## この保険は生命保険商品です。

- この保険は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。そのため、預金とは異なり元本保証はありません。
- この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

## クーリング・オフ制度について

### ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）ができます。

- 生命保険は長期にわたるご契約です。ご契約に際しては十分ご検討ください。
  - お申込者またはご契約者（以下「申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または一時払保険料相当額がアクサ生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。この場合には、お申込みいただいた金額を全額お返しします。お申込みの撤回などがあつた場合、アクサ生命より損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求することはありません。
  - お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。必ず郵便により前記の期間内（8日以内の消印有効）にアクサ生命の本社宛に発信してください。この場合、書面には、申込者などの氏名、住所、申込書の事務番号、振込口座（金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人）、お申込みの撤回などの申出日などを記載し、申込書に押印したものと同一印を押印のうえ、お申込みの撤回などを旨を明記してください。
- 《書面の送付先》  
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3  
アクサ生命保険株式会社 フィナンシャルカスタマーサポート部 新契約業務グループ 行
- お申込みの撤回などの書面の発信時に給付金などのお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込みの撤回などの書面の発信時に、申込者などが給付金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
  - ご契約の内容変更の場合には、お申込みの撤回などはできません。
  - 詳細については「ご契約のしおり」をご覧ください。

## 告知について

- ご職業については、ありのままをお知らせください。（告知義務）
  - ・被保険者やご契約者にはご職業について告知をしていただく義務があります。
  - ・ご契約にあたっては、アクサ生命が所定の書面（告知書）にて告知を求めた事項（告知事項）について、事実をありのまま正確にもれなくご記入ください。
- 告知受領権について
  - ・告知受領権は生命保険会社（アクサ生命所定の書面「告知書」）が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます。）は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- ご契約のお申込内容や告知内容についてのご確認について
  - ・アクサ生命の担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金などのご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

- ご契約をお断りする場合があります。
  - ・ご職業などによっては、他のご契約者との公平性を保つために、ご契約をお断りする場合があります。
- お知らせいただいた内容（告知内容）が事実と違っていた場合には給付金をお支払いできないことがあります。（告知義務違反）
  - ・告知していただく内容は、アクサ生命所定の書面（告知書）に記載してあります。もし、これらについて、ご契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
  - ・責任開始の日から2年を経過していても、給付金のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
  - ・ご契約を解除した場合には、たとえ給付金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約払戻金があればご契約者にお支払いします。（ただし、「給付金のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります。）

## 責任開始期・契約日などについて

- 責任開始期について
  - ・お申込みいただいたご契約をアクサ生命が承諾した場合には、アクサ生命は、一時払保険料相当額を受け取ったとき（告知の前に受け取ったときは告知のとき）からご契約上の責任を負います。
  - ・お申込みいただきますご契約については、一時払保険料相当額のお払込方法が金融機関からのお振込みに限定されておりますので、原則としてアクサ生命より領収証の発行は行いません。
- 契約日について
  - ・アクサ生命がご契約上の責任を開始する日が契約日となります。
- 特別勘定繰入日について
  - ・アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日にあたる場合は、翌営業日）のいずれか遅い日に一時払保険料から契約初期費（5.0%）を控除した金額が特別勘定へ繰り入れられます。
- 生命保険募集人について
  - ・募集代理店または募集代理店の取扱担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者（保険媒介者）で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

## 給付金をお支払いしない場合などについて

- 死亡給付金などの免責事由に該当した場合  
(例：責任開始の日から2年以内における被保険者の自殺、死亡給付金受取人などの故意または重大な過失による支払事由該当など)
- 保険契約について詐欺により取消しとなった場合
- 死亡給付金などの不法取得目的があり、ご契約が無効になった場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- 死亡給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者、年金受取人（後継年金受取人を含みます。）または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 責任開始期前に発病した所定の感染症や不慮の事故を原因とする場合（災害死亡給付金はお支払いいたしません。）
- 責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、180日経過後に死亡された場合（災害死亡給付金はお支払いいたしません。）

## 解約払戻金額に最低保証はありません。

- 契約日以後、年金支払開始日前であれば、ご契約を解約して解約払戻金をお受け取りいただくことができます。
- 解約払戻金額は特別勘定の運用実績に基づいて変動します。そのため、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。（解約払戻金額に最低保証はありません。）
- 解約の詳細については P.4「解約・一部解約と解約払戻金について」をご覧ください。

## 給付金額などが削減される場合について

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額などが削減されることがあります。アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額などが削減されることがあります。
- 保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。  
生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820  
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時  
（ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>）

## この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。

- (社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

## 新たな保険契約への乗り換えについて

- 現在ご契約の保険契約の解約、減額を前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討される場合には、多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかしかなることがあります。
- 新たにお申込みの保険契約は、被保険者の告知内容などによっては、ご契約をお断りする場合があります。また、責任開始の日から2年以内の被保険者の自殺の場合、告知義務違反によってご契約が解除された場合など、給付金などをお支払いできない場合があります。
- 詐欺による契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用となります。
- 現在ご契約の変額年金保険を解約された場合、解約払戻金額は、特別勘定資産の運用実績によって毎日変動しますので、運用実績によっては、解約払戻金額がお払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- 現在ご契約の変額年金保険を解約された場合、解約払戻金が支払われ、保険契約は消滅しますので、以後の死亡給付金や年金のお支払いはありません。この場合、死亡給付金の最低保証は消滅します。また、年金原資の最低保証機能のついたご契約の場合、年金原資の最低保証は消滅します。
- 契約初期費、保険関係費や運用関係費などのご契約者にご負担いただく諸費用は、保険会社や保険商品により違いがあります。

## 借入を前提としたお申込みはお取り扱いできません。

- 金融機関などからの借入金を一時払保険料に充当した場合、解約払戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となるおそれがあります。したがって、借入金を一時払保険料に充当することを前提としたお申込みはお取り扱いいたしません。

## 特別勘定について

- この保険の特別勘定の詳細については、P.5「特別勘定と資産運用について」をご覧ください。



## 主な税務のお取扱いについて

記載の税務のお取扱いは、平成24年1月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。税務のお取扱いに関する事項については「ご契約のしおり」にも記載しておりますのでご覧ください。

### ご契約時

- お払込みいただいた一時払保険料は、その年の一般生命保険料控除の対象となります。
  - ・ 個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。
  - ・ 一時払であるため、契約初年度のみの適用となります。

### 積立期間中

- 被保険者死亡時
  - ・ 死亡給付金（災害死亡給付金を含む）を一括でお受け取りのとき

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*1
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）、住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

- ・ 死亡給付金（災害死亡給付金を含む）を遺族年金としてお受け取りのとき  
ただし被保険者がご存命中に「年金支払特約」を付加した場合に限ります。

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	年金受取開始時の課税の種類	年金受取時の課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*1*2	所得税（雑所得）*3、住民税*3
本人	配偶者または子	本人	なし	
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税*2	

- \*1 相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」が適用されます。
- \*2 年金受給権の評価額について相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」が適用されます。
- \*3 年金受取開始時に、年金受給権が相続税または贈与税の課税対象となった場合には、各年の年金が所得税・住民税の課税部分と非課税部分に振り分けられ、課税部分の所得金額（課税部分の年金収入額－課税部分の支払保険料）にのみ所得税・住民税が課税されます。（初年は全額非課税で、2年目以降、非課税部分が徐々に減少していきます。）

- 解約をされたとき  
（解約払戻金額が必要経費（一時払保険料）を上回り、差益が発生した場合）

年金の種類	ご契約後5年以内の場合	ご契約後5年超の場合
確定年金	20%源泉分離課税	所得税（一時所得）、住民税
保証期間付終身年金 保証期間付夫婦連生終身年金 一時金付終身年金	所得税（一時所得）、住民税	

### 年金支払開始日以後

- 年金をお受け取りのとき

税の種類
所得税（雑所得）、住民税

- 年金を一括でお受け取りのとき

年金の種類	税の種類
確定年金	所得税（一時所得）、住民税
保証期間付終身年金 保証期間付夫婦連生終身年金 一時金付終身年金	所得税（雑所得）、住民税

## 生命保険のお手続き・ご契約に関する相談・苦情窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する相談につきましては、アクサ生命カスタマーサービスセンターへご連絡ください。  
TEL 0120-933-399 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）
- ご契約に関する苦情につきましては、アクサ生命お客様相談グループへご連絡ください。  
TEL 0120-030-775 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

## 給付金などのお支払いについて

- お客さまからのご請求に応じて、給付金・年金などのお支払いを行う必要がありますので、給付金・年金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにアクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金・年金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、併せてご確認ください。
- アクサ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずアクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 給付金・年金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の給付金・年金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
- 被保険者が年金受取人となる年金について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が請求することができます。（詳細については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。）  
指定代理請求人に対し、お支払事由、および代理請求できる旨をお伝えください。

## 《その他重要なお知らせ》

- 申込書の記入について  
申込書・告知書はご契約者、被保険者ご自身で正確にご記入ください。  
申込書・告知書は重要な書類です。申込書はご契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）、告知書（告知欄）は被保険者ご自身でご記入ください。また、ご記入後は今一度内容を十分お確かめのうえ、ご署名・押印をお願いします。
- 保険証券のご確認について  
ご契約をお引受けいたしますと、保険証券などをお送りしますので、お申込みいただいた内容と相違ないかよくお確かめください。また、保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですので、大切に保管してください。
- 生命保険募集人の販売資格の確認について  
この保険は、「変額保険販売資格」を持つ生命保険募集人のみが募集することができます。  
募集代理店または募集代理店の取扱担当者（生命保険募集人）の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。  
TEL 03-5789-1310 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）
- 時効による請求権の消滅  
年金または給付金などをご請求する権利は、3年間で請求がない場合に消滅します。